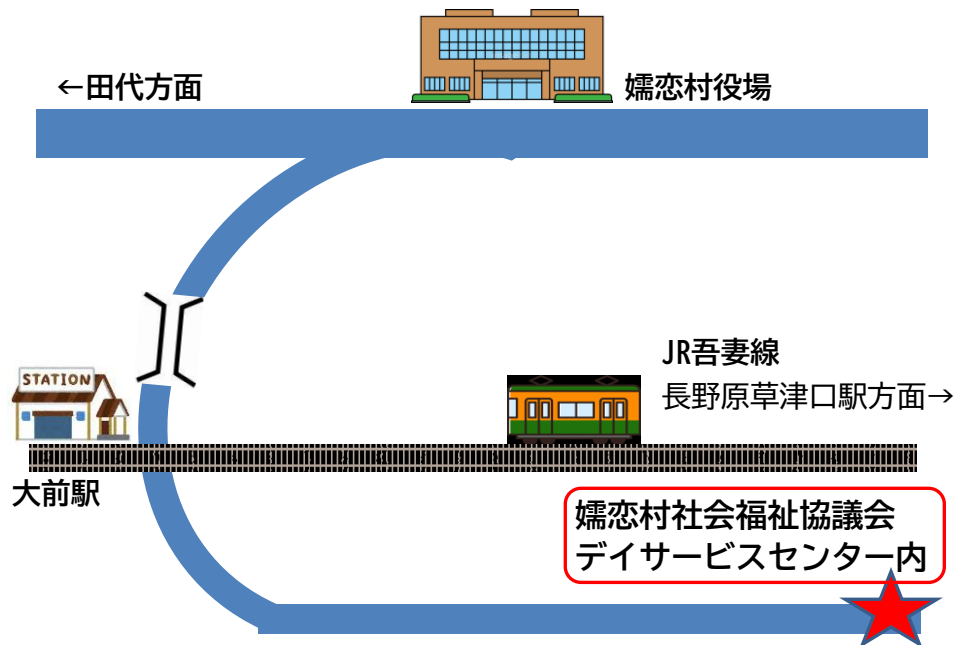


## 案内図



社会福祉法人 孺恋村社会福祉協議会  
《特定相談支援事業所》

〒377-1612

吾妻郡孺恋村大字大前1110-1

☎ 0279-96-1611

FAX 0279-96-1656



お気軽にご連絡ください！！

## 特定相談支援事業所

### 社会福祉法人 孺恋村社会福祉協議会



※令和2年2月～西吾妻地域で初めて特定相談支援事業所を開所しました

#### ●サービス等利用計画とは

障がいのある方が、福祉サービスを利用する為に必要な総合計画です。

日常生活に必要な保健、医療、福祉、就労支援、教育サービスなど幅広く活用し提供できるよう、相談支援専門員が作成をします。

#### ・計画相談

障がい福祉サービスを利用する際、障害者総合支援法に基づき「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリング(評価・見直し)を行います。

#### ・基本相談

各種障がい福祉サービスの利用案内以外にも日常生活で困っていることの相談などをお受けします。

相談支援事業所 (指定特定相談支援事業所)

事業者番号：1032600270 (指定特定)

# サービスの流れ

障害サービスを利用したい

相談受付：役場（住民福祉課）に申請後、  
孺恋村社会福祉協議会で面談の予約をして下さい

面談・契約

支給決定

受給者証受け取り

サービス担当者会議  
（サービス等利用計画確定）

事業者と契約

サービスの利用開始

モニタリング会議（定期的）  
サービス等利用計画の見直し

※受給者期限の最終月にモニタリング・計画案作成・認定調査有

サービス等利用計画  
（案）作成

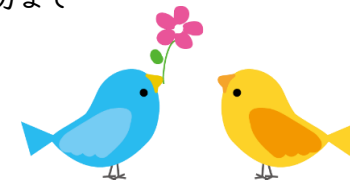
（更新）  
サイクル

## ●利用時間

- ・営業日： 月曜日～金曜日  
（土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
- ・営業時間： 午前8時30分～午後17時30分まで

## ●利用できる方

- ・障害者手帳を所持されている方。
- ・医師の診断がされた方。
- ・障害年金を受給されている方。
- ・その他※（身体障がい、知的障がい・精神障がい・特定疾病の方）  
☞に当てはまらない方も相談可能です



## ●利用方法

※利用されるサービスが決まっている場合は、孺恋村役場住民福祉課にてサービス申請手続きをしていただく必要があります。  
※初めてでどうしても良いか分からないという方は、孺恋村社会福祉協議会で基本相談をお受けしていますので、お気軽にお電話下さい。訪問、来所でも対応しています。

## ●利用料金

（基本相談・計画相談費用）

▶**無料**（サービス等利用計画等を作成する自己負担料金はかかりません）

まずは0279-96-161  
までお電話ください

